

(別紙様式第2号)

念 書

下記の日付及び場所において下記加害者との間に発生した事故により私が被った傷病に対して地方公務員等共済組合法による給付を受けた場合は、同法第50条の規定に基づき、共済組合が給付の価額を限度とした損害賠償の請求権を行使して賠償金を受領することに異議なく、当該給付に係る診療報酬明細書の情報を損害保険会社等へ提供することに同意します。

なお、私が損害保険会社へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、共済組合は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、その照会内容について情報提供し、また受けることに同意します。

また、あわせて、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 加害者側と示談を行う場合は、必ず事前に共済組合にその内容を申し出ること。
- 2 加害者に白紙委任状を渡さないこと。

記

事故発生年月日	
事故発生場所	
加害者氏名	
被害者氏名	

年 月 日

京都府市町村職員共済組合理事長様

(被害者) 住 所
氏 名

㊞

(組合員) 住 所
氏 名

㊞

(参考)

地方公務員等共済組合法第50条

組合は、給付事由（第72条又は第73条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によって生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

事故に係る具体的な損害賠償の取扱いは次のとおりです。

1 損害賠償請求権の代位取得

第三者の行為（事故）に関係する組合員または被扶養者（被害者）の傷病に対し、共済組合が支払った治療費について、被害者に代わり共済組合が損害賠償請求権を取得します。

なお、慰謝料、休業補償、治療に要した一部負担・交通費、後遺障害の補償など共済組合が支払った治療費以外の賠償に係る費用の請求権は被害者が有します。

2 損害賠償の額

損害賠償の額は、共済組合が支払った治療費のうち、第三者の過失割合に対応する額（自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）に請求する場合は共済組合が支払った治療費全額）となります。

また、事故に関係する傷病の症状固定後の治療または後遺障害が残った後の治療に係る費用については被害者の私傷病となり損害賠償の対象には含まれません。

3 損害賠償の請求

交通事故の場合は第三者が加入する自賠責保険に共済組合が支払った治療費全額を請求し、自賠責保険から共済組合が支払った治療費が全額支払われない場合には、第三者が加入する任意保険に治療費の残額を請求します。任意保険から第三者の過失割合に対応する治療費の額が支払われない場合は、その残額を第三者に請求します。

また、交通事故でない場合は、第三者が加入する損害保険に共済組合が支払った治療費全額を請求し、第三者が損害保険に加入していない場合は、第三者の過失割合に相当する治療費を第三者に請求します。